

平成20年度 第2回富田林市都市計画審議会 議事録

平成20年11月5日開催

市役所2階 全員協議会室

出席者

富田林市都市計画審議会委員

石原三和、岸本吉夫、阪野拓也、下野恵子、福田経三、増田 昇、吉村善美、若林 学、
左近憲一、尾崎哲哉、川谷洋史、奥田良久、上原幸子、西川宏郎、京谷精久、沖 利男、山本剛史、
谷内滋治、渡邊ヒロミ

事務局

植田信二、上野剛敬、山中清隆、仲野仁人、森木和幸、葉山 勉、北野浩之、澤井真美

【事務局：仲野】

それでは、定刻となりましたが、都市計画審議会を開催させていただく前に、事務局から少しお知らせ、させていただきます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、会議次第、そのあとに「議案書」、「資料」となっております。以上、資料の不備などがございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、本日、お手元に「美しい日本の歴史的風土100選・富田林寺内町選定記念講演誌」を配布させていただいております。これは、今回の審議会には関係ありませんが、去る平成19年3月に富田林寺内町が「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されたのを受け、今年3月、当時の選考委員でありました越澤先生をお迎えし、記念講演を開催しました。その際の講演記録として、作成したものでございます。委員の皆様におかれましては、ご一読いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

続きまして、今回の審議会より使用していただきます機器の使用方を説明します。以前までの会場としておりました庁議室が手狭になり、今回から本会議室を使用させていただくことになりました。ご覧のとおり、会場も以前より広くなっており、審議が円滑に進行できるよう、マイクを使用させていただきますので、このマイクの使用方について説明します。まず、ご発言いただく時には、マイク右下のこのボタンを一度押してください。使用可能になると、マイクのこの部分が赤く点灯しますので、よろしく申し上げます。また、ご発言終了後にはもう一度、右下のこのボタンを押していただき、使用時に赤く点灯したマイクのこの部分が消灯していることを、ご確認くださいようお願いします。以上でマイクの使用方の説明を終わります、ありがとうございました。それでは、審議会を開催いたしますので、上野課長のほうから進行させていただきます。

【事務局：上野】

お待たせしました、それでは平成20年度第2回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中を、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ご承知のとおり、本市で行われます各審議会や協議会などの会議は、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとな

っております。本審議会についても、平成16年11月25日開催の審議会におきまして、「公開する」との決定をいただき、その折に傍聴者の定員を5名と定めております。本日は、今現在、傍聴を希望される方はおられませんことを、まずご報告させていただきます。

改めまして、まず、本日の審議会には、委員20名中19名の出席をいただいておりますので、審議会条例第5条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますことを報告させていただきます。なお、本日は任期満了に伴う委員改選後、初めての審議会ということで、会長・副会長をご選出いただくまで事務局のほうで、会議を進行させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、まず委員の皆様方を、配席順にご紹介させていただきます。石原委員でいらっしゃいます。岸本委員でいらっしゃいます。阪野委員でいらっしゃいます。下野委員でいらっしゃいます。福田委員でいらっしゃいます。増田委員でいらっしゃいます。吉村委員でいらっしゃいます。若林委員でいらっしゃいます。谷内委員でいらっしゃいます。大川委員におかれましては、本日は所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。渡邊委員でいらっしゃいます。左近委員でいらっしゃいます。尾崎委員でいらっしゃいます。川谷委員でいらっしゃいます。奥田委員でいらっしゃいます。上原委員でいらっしゃいます。西川委員でいらっしゃいます。京谷委員は少し遅れますので、後ほど紹介させていただきます。沖委員でいらっしゃいます。山本委員でいらっしゃいます。引き続きまして、事務局の紹介に移らせていただきます。植田まちづくり政策部長でございます。山中まちづくり推進課長補佐でございます。まちづくり推進課政策係長の仲野でございます。担当の北野でございます。同じく葉山でございます。同じく澤井でございます。開発指導係長の森木でございます。そして私、まちづくり推進課長の上野でございます。よろしくお願い申し上げます。以上で紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。 条例第4条第1項の規定で、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」こととなっております。又、政令により条例第2条1項1号委員の学識経験者のうちからの選出となりますが、如何いたしましょうか。

【石原委員】

石原でございます。前任者である「増田委員」、「福田委員」が居られますので、引き続き就任していただいておりますかと思っております。

【事務局：上野】

以前より、会長・副会長にご就任いただいている「増田委員」、「福田委員」という推薦のお声がありました。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【事務局：上野】

異議なしとお声でございますので、会長には「増田委員」、副会長には「福田委員」ということで、よろしくお願い致します。では、「増田会長」、「福田副会長」のお二人には、恐れいりますが席のご移動をお願いします。また、議事進行にあたり、会長・副会長の着任により空席となった場所の整理を行い

たいと思いますので、恐れいりますが吉村委員、若林委員、谷内委員、渡邊委員におかれましては順に左の方へ、お席のご移動をお願いします。

【事務局：上野】

ありがとうございました。

それでは、お二人を代表しまして増田会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

【増田会長】

ひとことご挨拶申し上げます。大阪府立大学の増田でございます。只今、皆様方のご推挙によりまして、都市計画審議会の会長という大任を仰せつかり、身の引き締まる思いをしております。都市計画審議会と申しますのはいろんな意味で、富田林市の今後の土地利用のありかた、都市づくりのあり方、まちづくりのあり方を公正に審議するというところでございます。なにぶんにも若輩者でございますので、皆様方の忌憚のないご意見、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。特に前期には、都市計画マスタープランが出来上がりましたし、本日にもありますように、都市計画提案制度という、いろんな意味での参画の時代へ進んできております。その分、当審議会で審議をしないといけない案件が多くなってきております。地区計画もその一つでございますけれども、その重要案件が多分沢山あろうかと思っておりますので、活発な意見交換をしながら、公正な審議に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。また、福田副会長には、先に引き続きまして、お手数をお掛けいたしますけれども、よろしくお願い致します。それでは、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局：上野】

ありがとうございました。これで会長及び副会長の選出を終わらせていただきます。

それでは、この後の議事進行については、条例第5条第1項で「会長がその議長となる。」と定めておりますので、増田会長、議事進行のほうをよろしく申し上げます。

【増田会長】

それでは、平成20年度第2回富田林市都市計画審議会を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、議案といたしまして、第1号議案、報告案件といたしまして、二つございます。まず、議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局から内容の説明をお願いします。

【事務局：葉山】

まちづくり推進課の葉山と申します。よろしくお願いいいたします。

前面のスクリーンを用いてご説明いたしますが、万が一スクリーンに見にくい箇所などがございましたら、画面右上にお手元の議案書及び資料のページ数を表示しておりますので、ご参照ください。また説明の途中に、生産緑地法第何条といった表現が出てまいります。『資料』の2ページから8ページに生産緑地法を添付しておりますので、適時ご参照ください。

議案の説明に入る前に、まず生産緑地地区の経過と概要につきまして、資料18ページから22ペー

シにかけてのイメージ図に沿って、ご説明いたします。では、これより画像及び音声による説明を開始します。どうぞ前のスクリーンをご覧ください。

以上で、画像及び音声により過去の経過と制度の概要についての説明を終わります。

それでは、ただいま付議しております議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、変更理由並びに内容の説明をさせていただきます。変更理由につきましては、お手元の議案書10ページをご覧ください。富田林市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第8条に基づく公共施設の設置及び第10条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除に伴い、喜志町二丁目2地区ほか12地区について、区域変更及び廃止を行うものでございます。

次に、変更内容の説明をさせていただきます。議案書2ページから10ページに変更後の生産緑地地区の一覧表がございしますが、これは今回変更のない地区も含めた全体の一覧表となっております。したがって今の変更内容につきましては、変更箇所のみ抽出しております議案書11ページの新旧対照表並びに資料の参考図により説明させていただきます。

では、参考図の見方についてご説明いたします。資料9ページをご覧ください。図面上に緑色の線で囲っております①喜志町二丁目2の地区は、今回変更を予定しております生産緑地地区であり、議案書11ページの新旧対照表の地区名称を表しております。次に、参考図右下の凡例をごらん下さい。緑色の線は、変更する地区を表しております。黄色の着色は、行為制限解除により廃止する区域を表しております。青色の着色は、廃止に伴い面積が500平方メートル未満となり、面積要件不足により廃止される区域を表しております。茶色の着色は、買取り申出による廃止により、地区が分割され、地区名を追加する区域を表しております。黒色の着色は、生産緑地地区で、今回変更のない区域を表しております。前のスクリーンに、資料と同じ図面及び富田林市域での位置を表示しておりますので、ご参照ください。

それでは、資料9ページの生産緑地地区名 喜志町二丁目2の地区から、順にご説明いたします。まず、①の喜志町二丁目2でございしますが、地区の面積約0.62haの内、黄色で着色しました約0.02haを廃止し、区域変更後の面積は約0.6haとなります。区域変更の理由は、主たる従事者の故障によるものです。次に資料10ページの②喜志町一丁目3でございしますが、地区の面積約3haがあります。その内、黄色で着色しました約0.24haを主たる従事者の死亡及び故障により廃止します。これに伴い、地区が2つに分かれ一団とみなせなくなることから、面積約2.69haの喜志町一丁目3と0.07haの喜志町一丁目4に分割となります。③の喜志町一丁目4は、喜志町一丁目3の区域変更に伴う地区名称のみの追加となり、実質の追加はございません。次に資料11ページの④若松町五丁目5でございしますが、地区の面積約1.02haの内、黄色で着色しました約0.04haを主たる従事者の死亡により廃止するものです。当該箇所につきましては、廃止部分が確認しやすいよう、左に拡大図を設けておりますので、こちらをご確認ください。今回黄色の部分が廃止されることにより、青色で着色しました約10平方メートルの生産緑地が残ってしまいますが、区域面積が一団で500平方メートル以上という生産緑地指定の要件を満たしておりませんので、この分とあわせまして約0.04haを廃止するものです。区域変更後の面積は約0.98haとなります。同じく資料11ページの⑤若松町西二丁目1でございしますが、地区の面積約0.19haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡及び故

障によるものです。次に、資料12ページの⑥若松町西二丁目6でございますが、地区の面積約0.1haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。同じく資料12ページの⑦昭和町二丁目4でございますが、地区の面積約0.1haの内、黄色で着色しました約0.06haを主たる従事者の故障により廃止するものです。この廃止により残りの青色で着色した生産緑地は、約416平方メートルとなりますが、区域面積が一回で500平方メートル以上という生産緑地指定の要件を満たしておりませんので、この分とあわせまして約0.1haを廃止するものです。次に、資料13ページの⑧若松町東一丁目7でございますが、地区の面積約0.91haがあります。その内、黄色で着色しました約0.37haを主たる従事者の死亡及び故障により廃止します。これに伴い、地区が2つに分かれ一回とみなせなくなることから、面積約0.37haの若松町東一丁目7と0.17haの若松町東一丁目10に分割となります。⑨の若松町東一丁目10は、若松町東一丁目7の区域変更に伴う、地区の名称のみの追加となり実質の追加はございません。次に資料14ページの⑩甲田7でございますが、地区の面積約0.08haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の故障によるものです。次に資料15ページの⑪甲田28でございますが、地区の面積約1.03haがあります。その内、黄色で着色しました約0.10haを廃止し、区域変更後の面積は約0.93haとなります。区域変更の理由は主たる従事者の故障によるものです。次に資料16ページの⑫廿山I1でございますが、地区の面積約0.09haがあります。こちらにつきましては、廃止部分が確認しやすいよう、左に拡大図を設けておりますが、この内、約10平方メートルを公共施設（道路）の設置により廃止します。次に資料17ページの⑬新家1でございますが、地区の面積約0.14haを廃止するものです。廃止理由は主たる従事者の死亡によるものです。なお、主たる農業従事者の死亡又は故障による廃止につきましては、当該生産緑地の買取り申し出がございましたが、行政側において買取りはせず、また斡旋も成立しませんでしたので、申し出日から3ヶ月を経過した時点で、生産緑地法による行為制限が解除され、今回生産緑地地区の変更を行うものです。以上が変更の内容でございます。なお、原案どおり変更が可決されますと、本市の生産緑地地区は303地区、面積約67.95haとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議を、お願いいたします。

【増田会長】

ただいま説明を受けました議第1号につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

【増田会長】

非常に手続きのところを分かり易く説明いただきましたし、変更追加に関しましては、例年通り粛々と進めていくことになる案件でございますけれども、よろしいでしょうか。

【奥田委員】

二点だけ教えてほしいんやけれども、一つは、市の買取りで、ずうっとないんやと思うんだけど、長らく買取りしません、斡旋は成立しませんが常なんだけども、市の方針として、こういう場合、どう臨むのかが一点と、もう一つは資料の12ページ、11ページのほうで、要件不足で廃止される区域は、非常に狭かったと思うんやけれども、12ページのところでは、415という面積で、記憶は定かではないんだけど、要件不足で廃止される区域が出てくるんやけれども、これは持ち主が違うわけで、

現況がどうなっているのは僕は知らないんだけど、もしも農業を続けたいという時に救済の手法というのは、これについてもどう考えているのか、この二点でございます。

【増田会長】

事務局のほう、何かございますでしょうか。

【事務局：上野】

生産緑地の買取り申し出につきまして、市として将来の公共用地の目当てがない限り買取り申し出を受けないと聞いております。それと、12ページについては、面積要件500㎡を切るということで、やむなく廃止という形になっておりまして、これについては廃止の申し出があった時点で、関係者に承諾を得ていただくような指導をしております。以上です。

【奥田委員】

市は農業サイドでは見ないんだな。続けたいと言わはったら、それは民民に任せるわけ。

【増田会長】

これは、いたる所でこの問題が起こっていて、片一方が死亡または故障により解除されますよね。残ったところは500の要件を切ると、ただし、農業を続けたいと、これは法律上救済できないんですね。500平米の要件を満たしませんので。そして自動的に解除しないといけないのが実情ですけれども、税制上優遇がなくなりますので、宅地並み課税が掛ってくるという、非常におかしいことが起こるのですけれども、これは法律上しかたがないのですね。私もいろんなところで都市計画審議会の会長なり委員をしております、いつもその議論が出るのですけれども、これは法律の解釈上仕方がないというのが実態ですね。もう一点の買取りにつきましても、全国的に買い取った事例はほとんどないのが実態ですね。元々公共施設用地の予定地みたいな所を考えて生産緑地を打っていないくて、むしろ地権者の意向から生産緑地地区を打つという、非常に都市計画の地域地区としては不自然な地域地区なんですけれども、普通は都市計画上の地域地区というのは、都市計画的意図があって指定していくのですが、生産緑地地区はそうではないのですね。その辺の矛盾がもうひとつ現われているという。これはいたる所で同じ議論が出ているのですけれども、そういう状況で、なかなか一市の対応だけでは対応できない問題と言ってもいいかもしれないですけれども、よろしいでしょうか。

【奥田委員】

会長にそうまとめられますと。

【増田会長】

いろんなところで出てくるんです。これは一つの市の対応では不可能で、中央ではそういう議論もされているみたいですが、なかなか改善されないというのが実態です。すみません、ちょっと私が出しっぱりすぎたかもしれませんが、今の実態とはそういう形で生産緑地地区はある方では悪法やという一面です。

【増田会長】

そうでしたら、ちょっとご容赦いただきまして、この議第1号には他に御意見がなさそうですので、原案通り可決することで、ご異論ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【増田会長】

ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおり可決することといたします。ありがとうございます。

【増田会長】

それでは次続きまして、第4、「報告」に入らせていただこうと思います。まず、報告1「富田林市都市計画提案制度の手続き要領（案）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：北野】

北野と申します。よろしくお願ひ致します。報告1としまして、富田林市都市計画提案制度の手続き要領について、前面のスクリーンを用いて説明させていただきますので、スクリーンをご覧くださいませようお願ひ致します。

都市計画提案制度とは、都市計画法第21条の2に規定されますとおり、「一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。」とされております。通常、都市計画はその都市計画を定める都道府県や市町村の担当部局が、自らその案を作成し、それを公告・縦覧に供する等の手続きによって定めるのが通例でしたが、この都市計画の提案制度は、一部を除き、用途地域、防火地域や都市計画道路など、様々な都市計画について、提案をしていただくことができます。なお、提案することができるのは、都市計画法第21条の2第1項及び2項に規定されている、所有権、地上権、賃借権を有する者や、都市再生機構、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立された特定非営利活動促進法に規定される特定非営利活動法人、などが都市計画の提案をすることができます。この都市計画提案をしていただく為の提案方法や提案書式を定めるものとして、「富田林市都市計画提案制度の手続き要領」を策定するものです。こちらは、都市計画の内容の抜粋を、表示しておりますが、お手元の資料25ページに同じものを添付してありますので、そちらをご覧ください。この都市計画の内容のうち、都市計画提案できるものとしましては、市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分や、地域地区の用途地域や防火地域、都市施設である道路や公園、あと、地区計画などが提案可能となります。ただし、※印のあります、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と、都市再開発方針等は提案することができません。それでは、都市計画提案の流れを、フローを用いて説明させていただきます。まず、地権者や法人などが、大阪府や富田林市に対して都市計画決定案件となります、用途地域や都市計画道路、地区計画等に関する決定や変更について、都市計画の提案をすること

ができます。提案いただいた、都市計画提案に対して、当審議会でご審議いただき、議決を経たものに関しまして、都市計画決定を行うことができます。また、当審議会において、決定すべきでないとなりましたら、提案者に対し、都市計画決定しない旨の通知を行います。実際に、本市に対しまして、都市計画提案の相談を受けておりますのは、「市街化調整区域における地区計画」の相談があります。手続きの流れとしましては、先ほどのフローと大差ありませんが、こちらのようになります。まず、地権者や事業者などが、本市に対しまして市街化調整区域における地区計画の提案をすることができます。提案いただいた「市街化調整区域における地区計画」を「同ガイドライン」に基づいて、当審議会においてご審議いただき、議決を経たものに関しまして、都市計画決定を行うことができます。そして都市計画決定された後に、大阪府知事許可の対象となります開発許可申請へと移ります。また、当審議会において、決定すべきでないとなりましたら、提案者に対し、都市計画決定しない旨の通知を行います。なお、この市街化調整区域における地区計画に限らず、都市計画提案すべてに言えるのですが、提案いただいてから、都市計画決定までには、大阪府同意や、権利者などへの説明会、公告縦覧など、様々な手続きがあり、相当な時間を要することをお伝えさせていただきます。

それでは、富田林市都市計画提案制度の手続き要領の概要を順番に説明させていただきます。まず、第1条に、この要領が先ほどご説明させていただいた、都市計画提案制度に基づくものであることを趣旨としております。第2条では、この要領に用いられる用語を定義しております。第3条で、計画提案の要件を規定しております。その内容といたしまして、提案の内容が、市が定める都市計画であること、計画区域の面積は0.5ヘクタール以上であること、提案者は都市計画法に規定される者であること、区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること、市の計画に適合していることを規定しております。なお、第2項に、市街化調整区域における地区計画の提案の関しましては、同ガイドラインに適合するものであることを規定しております。第4条には、土地所有者の同意に関しまして規定しありますが、第2項には、市街化調整区域における地区計画の提案の関しましては全員の同意が必要であることを規定しております。第5条からは、実際に提案いただく場合の手続きの順序となります。まず、第5条の事前相談から始まり、第6条に計画提案していただく場合に必要な添付書類、第7条に補正、第8条に計画内容の変更、第9条に取り下げ、第10条に提案者の協力を規定しております。第11条、第12条には、都市計画を決定する場合、しない場合、それぞれ提案者に対して通知する旨を規定しております。以上で、富田林市都市計画提案制度の手続き要領の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【増田会長】

ただ今、説明を受けました報告1「富田林市都市計画提案制度の手続き要領（案）」について、ご質問はございませんか。いかがでしょうか。

【阪野委員】

初歩的な質問なのですが、手続きが整備されてよいのですけれども、この手続きを経ないと変更できないのでしょうか。でもないですね。そこを聞きたいのです。私は情報公開請求の担当をしたことがあるのですけれども、情報公開しに来た人でも大部分は手続きしないで、ぼんぼん見せるんですね。見せていいか悩むものだけ手続きしてもらって、上と相談して出すというような格好で、情報公開請求さ

れた方で、本当に手続きされたのは、ごく一部であるように実際に運用されているのです。今回のこれも市民が市の担当部局に相談に行って、そりゃそうやとなれば、手続きする必要なく変更していただけるのか、それともこの手続きを経ない限りは変更できないのか、そこを教えてください。

【事務局：植田】

従来通り、市のほうで案を決めまして進めるのが基本的にはありますし、住民さんからも提案ができるということがプラスされただけで、従来どおり、用途地域だとか、線引きとか、それは市の考えで進めるのが大半になるかと思います。以上です。

【増田会長】

他に何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

【増田会長】

一番多いのは地区計画でしょうけれども、地区計画は別途議論しましたけれども、ガイドラインに基づいて手続きを進めるというような理解でよろしいでしょうか。

【事務局：上野】

そのとおりでございます。

【増田会長】

そうしましたら、報告1につきましては、皆様からのご質問もいただいて、ご理解いただいたということで、このとおりということでよろしいでしょうか。

そうしましたら、報告2大阪府景観計画について事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【事務局：澤井】

まちづくり推進課の澤井と申します。よろしくお願いたします。

報告2といたしまして、「大阪府景観計画」について、お手元の資料35ページから38ページの説明をさせていただきます。

大阪府では、地方公共団体・事業者・住民の方々の協力と連携の下で、大阪の文化を反映していると言える都市景観や歴史的景観、自然景観を創造・保全し、誰もが愛着を感じることでできる生活空間・景観づくりを進めるため、平成10年10月に「大阪府景観条例」を策定いたしました。また、平成17年6月に全面施行された景観法の制度を活用していくため、「大阪府景観条例」を改正し、景観法に基づく景観計画策定の方針などの必要な事項を定めました。その中で、大阪府として広域的な立場から平成20年9月29日に「大阪府景観計画」を定め、「道路軸」、「河川軸」、「山並み・緑地軸」として大阪府における景観の骨格を形成する区域を、景観計画区域と定めております。景観計画では、景観計画区域について、「良好な景観の形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に届出を義務付け、景観に対する配慮について規制・指導を行うものとしております。

では、本市にかかる景観計画について説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。スクリーンに写しておりますのは、大阪府全体の景観計画区域の概要でございます。本市に関係する区域といたしましては、「道路軸」の大阪外環状線（国道170号）沿道区域となります。富田林市はこの水色の部分でございます。この区域の景観形成の目標といたしましては、「大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境などに配

慮した景観をつくりだす。」となっております。では、富田林市域を拡大いたします。この青く着色している大阪外環状線とその沿道50mの範囲が景観計画区域に指定されております。この区間の景観形成方針としては、「美しい街路樹や田園地などの沿道のみどり空間や山並みの眺望、歴史性など、優れた環境に配慮するとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した景観づくりを行う。」となっております。次に、この景観計画における「良好な景観形成のための行為の制限」の内容について説明します。先程も申しましたとおり、大阪外環状線とその沿道50mが景観計画区域の範囲に指定されており、その範囲において、建築物・工作物を築造・修繕するときに高さ20m、建築面積が2,000㎡を超えるものが届出の対象となります。次に、景観計画区域内における規制の内容について説明します。前面スクリーンでは文字が少し見えにくくなっておりますので、お手元の資料60ページをご覧ください。規制内容については、届出の対象となる建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に関しては景観へ配慮するものとしております。なお、具体的な内容については、資料50ページの「別表1」と、また、建物の外壁にかかる色彩基準を53ページの「別表4」に記載しております。

以上で、「大阪府景観計画」についての説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。

【増田会長】

ただ今、説明をいただきました大阪府景観計画について、ご質問ありましたら、いかがでしょうか。

【増田会長】

これは新たに設けられたものというよりも、今までは府の条例で大規模建築物を誘導してきたものを、景観法ができましたので、法にのっとって、できるようにと、景観計画を定めて、景観計画区域を定めたとということで、規制内容、誘導内容につきましては、条例時と変更しておりません。

なにかご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問がございませんので、皆様のご理解をいただいたということでございます。ありがとうございました。

【増田会長】

そうしましたら、あと、議第としましては、その他が掲載されておりますけれども、何か事務局のほうで予定されているものはございませんでしょうか。

【事務局：上野】

特段ございません。

【増田会長】

今日、改選されてから初めての審議会なのですけれども、各委員の皆様何かご意見なりご要望ございましたらいかがでしょうか。特別ございませんでしょうか。

【増田会長】

それでは、これもちまして平成20年度第2回富田林市都市計画審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。